



基安計発第1109001号

平成16年11月10日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長

労働基準行政情報システムにおける検査業者登録状況情報管理の機能追加に係
る初期データベースの構築に当たっての情報提供について(依頼)

現在、本省において、労働基準局報告例規に定める監督・安全衛生・賃金関係の定期報告(年報)のシステム開発を進めているところであるが、労働安全衛生法第54条の3の規定による検査業者に係る「安411 検査業者登録状況報告」については、年報による報告を廃止し、労働基準行政情報システムに追加される検査業者登録状況情報管理機能において、新規登録等の情報管理を行う予定である。当該機能の追加により、今後は各都道府県労働局(以下「各局」という。)等において、最新の検査業者名簿(大臣登録・局長登録)の参照等が可能となる。

このため、各局の検査業者名簿に記載される内容に関して、初期データベースの構築を行う必要があることから、別添要領のとおり情報提供をお願いする。

なお、「安411 検査業者登録状況報告」の廃止及び検査業者の登録等に係る事務処理の変更に関する通達については、別途発出予定であることを念のため申し添える。

別添

検査業者登録状況情報管理の機能追加における都道府県労働局から本省への情報提供要領

1 検査業者名簿の情報提供及び登録作業

検査業者登録状況情報管理の機能追加にあたり、各都道府県労働局（以下「各局」という。）において管理されている検査業者名簿の情報をシステムに登録し、初期データベースを構築する。

各局の検査業者名簿については、下記2の方法により各局からの情報提供を受け、その登録作業については、基本的に本省において行うこととする。

なお、本機能は平成17年3月末の提供予定であるが、機能提供までの作業スケジュールを別表1に、登録作業に必要な検査業者名簿等の項目を別表2に示す。

2 情報提供の内容等

(1) 提出物及び提出期限

【第1回目】・平成16年10月31日現在の検査業者名簿の写し

（検査事務所を複数有する検査業者にあつては、検査事務所の名称、所在地（郵便番号及び電話番号を含む）及び検査を行うことができる機械等の種類の情報も併せて提供すること。）

・別紙様式1「行政処分等の特に重要な事項」

・平成16年11月19日（金）まで ※期限厳守

【第2回目】・別紙様式2「平成16年11月1日から平成17年2月28日までの間の登録、取り消し、変更情報」

・別紙様式3「平成16年11月1日から平成17年2月28日までの間に変更等が行われた検査事務所の一覧」

・平成17年3月11日（金）まで ※期限厳守

(2) 提出先住所等

〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 厚生労働省上石神井庁舎
労働基準行政情報システム化推進室（電子申請第三係あて）
電話：03-3920-3311（内線374、375）
FAX：03-3920-3372

(3) 留意事項等

ア 検査業者名簿の写しに関しては、情報を正確に把握する必要があることから、原則、郵送にて提出すること。また、別紙様式（電子ファイル）については、労働基準行政情報システムの通達・事務連絡情報管理システム等にて送付すること。

イ 検査業者名簿における判読不能な文字等については、あらかじめ確認、修正等適切な措置を取った上で写しを提出すること。また、検査業者名簿をエクセル等の電子ファイルにより管理している局にあつては、併せて当該電子ファイルを労働基準行政情報システムの通達・事務連絡情報管理システム等にて送付すること。

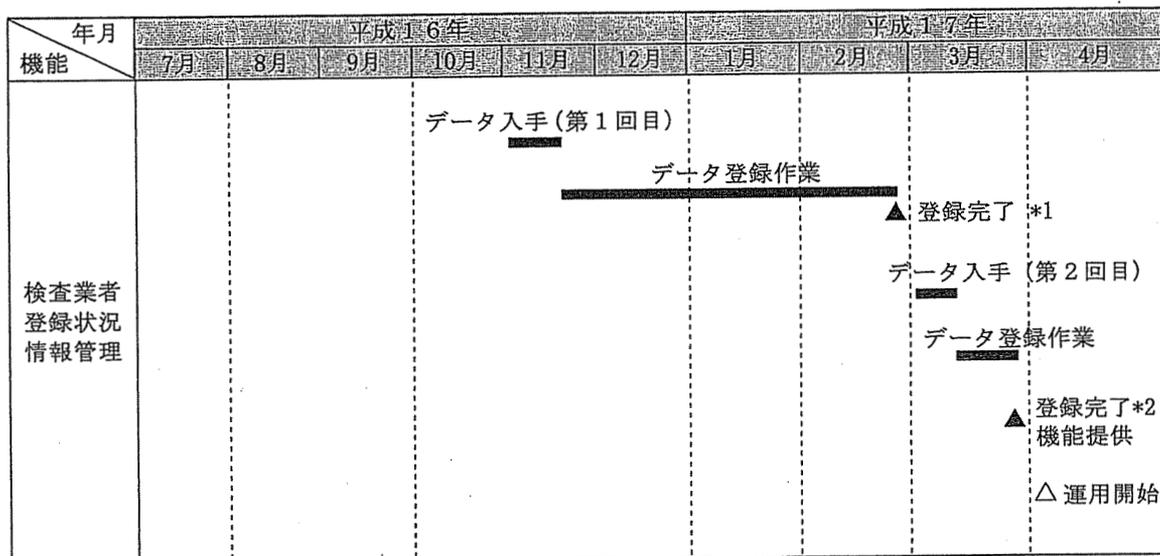
ウ 検査業者名簿の備考欄に記載されている変更等の履歴については、最新の変更等の履歴が確認できる状態で検査業者名簿の写しを作成すること。

エ 別紙様式1に関しては、平成16年11月1日から平成17年2月28日までの間に該当

する検査業者があった場合、上記（１）の【第２回目】においても送付すること。

オ 平成17年3月1日から平成17年3月31日までの間に申請等された検査業者登録状況変更等の情報については、機能提供後の平成17年4月1日より、各局において登録作業を行うこと。

別表1 機能提供までの作業スケジュール



*1 第1回目のデータ（平成16年10月末時点の検査業者名簿等）の登録を完了

*2 第2回目のデータ（第1回目との差分）の登録を完了

別表2 登録作業に必要な検査業者名簿の項目

No.	項目名
1	登録番号
2	登録年月日
3	取消年月日
4	氏名又は名称
5	代表者の氏名
6	住所
7	郵便番号
8	電話番号
9	特定自主検査を行うことのできる機械等の種類
10	備考（登録事項変更等の履歴）
11	氏名又は名称（検査事務所）
12	所在地（検査事務所）
13	郵便番号（検査事務所）
14	電話番号（検査事務所）
15	特定自主検査を行うことのできる機械等の種類（検査事務所）

平成16年11月1日から平成17年2月28日までの間の登録、取り消し、変更情報

労働局

登録、 取消、又は 変更の別 *1	登録、 取消、又は 変更年月日 *1	登録番号 *1	氏名又は名称 *1	代表者の氏名 *2	住 所 *2	機 械 等 の 種 類 *2	備 考
					〒 (電話番号)		
					〒 (電話番号)		
					〒 (電話番号)		
					〒 (電話番号)		
					〒 (電話番号)		
					〒 (電話番号)		
					〒 (電話番号)		
					〒 (電話番号)		
					〒 (電話番号)		
					〒 (電話番号)		

記載注意 1 新規登録の場合は、全ての記入欄について必ず記載すること。
2 その他変更等の場合については、*1の項目について必ず記載し、*2の項目について必要に応じて記載すること。

平成16年11月1日から平成17年2月28日までの間に変更等が行われた検査事務所の一覧

労働局

登録番号	追加、変更、 又は廃止 の区分	変更にあつては 変更事項(*1)	検査事務所の名称	変更前の事項及びその内容	変更後の内容	備考

記載注意

- *1変更事項とは、「検査事務所の名称」、「検査事務所の所在地(郵便番号及び電話番号を含む)」及び「検査事務所における検査を行うことができる機械の種類」である。
- 本様式記載にあつては、「名称」「所在地」「機械の種類」と記載するものとする。